

納付書等の送付について（栃木県）

（重要）令和元(2019)年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告の経過措置について

令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から、地方税の税率が改正されることに伴い、令和元(2019)年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額については、下記のとおり経過措置が設けられています。

◎令和元(2019)年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額の計算方法

法人県民税法人税割	(前事業年度の法人税割額) × 1.9 ÷ (前事業年度の月数)
法人事業税	(前事業年度の法人事業税額) ÷ (前事業年度の月数) × 6.3
特別法人事業税	(前事業年度の法人事業税額) ÷ (前事業年度の月数) × 2.3

※特別法人事業税については令和元(2019)年10月1日以後に開始する最初の事業年度のみ前年度の事業税の額を基準とすることに注意してください。

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税及び特別法人事業税の納付書等を送付します。

【申告書の作成及び郵送にあたっての注意点】

- 1 端数処理については、課税標準額に1,000円未満（地方法人特別税及び特別法人事業税は100円未満）の端数があるとき又は税額に100円未満の端数があるときはこれらを切り捨ててください。また、税額が100円未満であるときはその全額を切り捨ててください。
- 2 **申告期限及び納期限を厳守してください。**これらの期限を経過した場合は、不申告加算金及び延滞金の対象になります。なお、郵送で申告書を提出する場合は、通信日付印により表示された日が申告書を提出した日とみなされますので、封筒にはできるだけ切手を貼付してください。
- 3 **申告書の還付請求欄に還付口座を記入する場合は、口座番号、口座名義人等を確認のうえ記入してください。**
- 4 受付印押印後の申告書（控用）の返送を希望する場合は、**必ず返信料相当の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**

【各種様式等のダウンロード方法】

申告書や納付書等については、栃木県ホームページからダウンロードすることが可能です。
 県税のホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/zei.html>)を開いてください。
 県税のホームページ中、「届出用紙のダウンロード」内の「その他の様式ダウンロードはこちらから」に、申告書や法人の事務所設置（変更・廃止）等届出書、納付書等を掲載しています。必要な様式等については、こちらからダウンロードしてご利用いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

事務所名 (管轄区域)	所在地及び電話番号
宇都宮県税事務所 (宇都宮市 上三川町)	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL:028-626-3021
鹿沼県税事務所 (鹿沼市 日光市)	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL:0289-62-6202
真岡県税事務所 (真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町)	〒321-4398 真岡市荒町116-1 TEL:0285-82-2137

(注) 電子申告について

eLTAX(電子申告)をご利用いただくことも可能です。くわしくは、[eLTAXホームページ](https://www.eltax.lta.go.jp) (<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。
 1 利用開始にあたり必要な手続や利用者ID・暗証番号についてはeLTAXヘルプデスク(TEL:0570-081459)まで
 2 利用届出や申告内容については管轄の県税事務所までそれぞれお問い合わせ下さい。

栃木県税事務所 (栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町)	〒328-8504 栃木市神田町6-6 TEL:0282-23-3414	大田原県税事務所 (大田原市 那須塩原市 那須町)	〒324-8551 大田原市中央1-9-9 TEL:0287-23-4172
矢板県税事務所 (矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町)	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL:0287-43-2173	安足県税事務所 (足利市 佐野市)	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL:0283-23-1458

税率表 (栃木県)

【法人事業税】

法人及び課税標準等の区分		税率						
		H28(2016). 4. 1～		R元(2019). 10. 1～				
① 電気供給業(送配電事業に限る)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入金額	0. 9%	1. 0%	1. 0%				
② 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う上記①以外の外形法人(※1)	普通法人	所得金額	0. 7%	1. 0%	1. 0%			
		付加価値割	1. 2%	1. 2%	1. 2%			
		資本割(※5)	0. 5%	0. 5%	0. 5%			
③ ①②④以外の法人で資本金の額又は出資金の額(※2)が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人	普通法人	所得金額	6. 7%	7. 0%	7. 0%			
	特別法人(※3)	所得金額	4. 6%	4. 9%	4. 9%			
④ 電気供給業を行う法人(送配電事業を除く)	外形法人(※1)	左記以外	外形法人(※1)	左記以外	外形法人(※1)	左記以外		
	収入金額	0. 9%	0. 9%	1. 0%	1. 0%	0. 75%	0. 75%	
	所得金額	—	—	—	—	—	1. 85%	
	付加価値割	—	—	—	—	0. 37%	—	
	資本割(※5)	—	—	—	—	0. 15%	—	
⑤ 上記①②③④以外の法人(軽減税率適用法人)	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額(※4)	0. 3%	3. 4%	0. 4%	3. 5%	0. 4%	3. 5%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額(※4)	0. 5%	5. 1%	0. 7%	5. 3%	0. 7%	5. 3%
		所得のうち年800万円を超える金額(※4)	0. 7%	6. 7%	1. 0%	7. 0%	1. 0%	7. 0%
		付加価値割	1. 2%	—	1. 2%	—	1. 2%	—
		資本割(※5)	0. 5%	—	0. 5%	—	0. 5%	—
	特別法人(※3)	所得のうち年400万円以下の金額(※4)	3. 4%	—	3. 5%	—	3. 5%	—
		所得のうち年400万円を超える金額(※4)	4. 6%	—	4. 9%	—	4. 9%	—
特別法人(※3)で、特定大規模協同組合等に該当する法人の所得のうち、年10億円を超える金額(※4)		5. 5%	—	5. 7%	—	5. 7%	—	

【特別法人事業税】 令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から適用

【地方法人特別税】 平成20(2008)年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(地方法人特別税)

(特別法人事業税)

課税標準の区分	税率		税率	
	H28(2016). 4. 1～	R元(2019). 10. 1～	R2(2020). 4. 1～	
所得金額を課税標準として法人事業税を課税される普通法人の所得割額(税額)	43. 2%	37. 0%	37. 0%	
所得金額を課税標準として法人事業税を課税される特別法人の所得割額(税額)	43. 2%	34. 5%	34. 5%	
送配電事業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人の収入割額(税額)	43. 2%	30. 0%	30. 0%	
電気供給業を行う法人(送配電事業を除く)の収入割額(税額)※6	43. 2%	30. 0%	40. 0%	
外形法人(※1)の所得割額(税額)	414. 2%	260. 0%	260. 0%	

※1 「外形法人」とは、「資本金の額又は出資金の額(※2)」が1億円を超える法人のことをいいます。

※2 「資本金の額又は出資金の額」は、各事業年度終了の日における額を基準にします。

※3 地方税法第72条の24の7第5項に掲げられている法人のことをいい、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、森林組合、農林中央金庫、医療法人等が該当します。

【法人県民税】

区分		税率		
		H26(2014). 10. 1～	R元(2019). 10. 1～	
法人税割	令和3(2021)年4月30日までに終了する事業年度分	① 資本金の額又は出資金の額(※2)が1億円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社 ③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円(※4)を超えるもの ④ 上記のいずれにも該当しない法人	4. 0%	1. 8%
			3. 2%	1. 0%

区分		税率 ※7	
		右記以前	H20(2008). 4. 1～
均等割	① 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。) ロ 人格のない社団等(法人税法施行令第5条に列記されている収益事業を行う者) ハ 一般社団法人及び一般財団法人 ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除きます。) ホ 資本金等の額(※5)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除きます。以下、この均等割の表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもの	20,000円	21,400円
	② 資本金等の額(※5)が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	53,500円
	③ 資本金等の額(※5)が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	139,100円
	④ 資本金等の額(※5)が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	577,800円
	⑤ 資本金等の額(※5)が50億円を超える法人	800,000円	856,000円

※4 事業年度が1年に満たない法人にあっては、「年〇〇円」とあるところは、〇〇円×当該事業年度の月数÷12の計算式によって得られた額になります。この場合、月数の計算で1月に満たない端数は切り上げて1月として計算します。

※5 地方税法上の「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額に、無償増資の額を加算し、無償減資等による欠損を補てんに充てた金額を控除した金額をいいます。

ただし、加算控除後の資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、税率表中の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合算額又は出資金の額と読み替えてください。

なお、保険業法に規定する相互会社は純資産額をいいます。

※6 電気供給業を行う法人の所得割は特別法人事業税の課税標準に含まれません。(電気供給業以外の事業を行っている場合の当該事業に係る所得割を除く。)

※7 事業年度が1年に満たない法人の均等割については、上記年額×当該事業年度の月数÷12の計算式によって得られた額になります。この場合、(例1)事業年度の月数が1月を超える場合で1月に満たない端数があるときはその端数を切り捨て、(例2)当該事業年度の月数自体が1月に満たないときはこれを1月として計算します。
(例1) 7月と25日間→7月 (例2) 10日間→1月